

令和5年度 第3回宮城地方最低賃金審議会議事録

令和5年8月23日（水）午前10時
仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

補 佐 （開会前）

開会前ですが、本日配付の資料について、御確認をお願いいたします。資料と参考資料に分かれており、それぞれ仕切り紙にインデックスが付いています。一覧表がございますので過不足がないか御確認ください。不備のある方は後ほど事務局までお申し出ください。委員の皆様には机上に差替・追加の資料を配付しておりますので、御確認をお願いします。

また、審議の妨げになりますので、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードとしていただきますよう、お願いいたします。

開 会

補 佐 ただいまから、第3回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。

報道関係の皆様には広報及び円滑な審議運営について、御協力をよろしく申し上げます。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。事前に柳井委員より欠席の旨、報告を受けております。

公益代表委員 4 名

労働者代表委員 5 名

使用者代表委員 5 名

以上 14 名出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

それでは、これから議事に入りますので、議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

熊谷会長

本日は、大変お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の審議会は、公開といたします。

それでは、議題（１）「宮城県最低賃金専門部会報告について」ですが、初めに事務局から、報告書及び答申の読上げをお願いします。

指 導 官

それでは資料の１を御覧いただきたいと思います。
それでは読み上げます。

令和５年８月７日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城地方最低賃金審議会
宮城県最低賃金専門部会
部会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和５年７月５日、宮城地方最低賃金審議会において付託された宮城県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、以下のとおり、労使双方の委員より、政府に対する要望がなされたので、併せて報告する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、賃上げの原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し、賃上げを実現できるように、支援のより一層の強化を求めるとともに、業務改善助成金等については、小規模事業場等が利用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援を拡充し、周知徹底による活用促進に取り組むこと。
- 2 加えて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業への優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上への支援の一層の強化、赤字法人の賃上げ促進にもつながる更なる施策の追加及び周知徹底による活用促進に取り組むこと。

- 3 さらに、価格転嫁については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組をより一層、推進すること。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	小幡	佳緒里
	熊谷	真宏
	柳井	雅也
労働者代表委員	阿部	祥大
	大宮	正巳
	新関	直人
使用者代表委員	稲妻	敏行
	成田	努
	半沢	章

別紙

宮城県最低賃金

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間923円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
法定どおり

続きまして、資料の2を御覧いただきたいと思います。
それでは読み上げます。

令和5年8月7日

宮城労働局長
竹内 聡 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月5日付け宮労発基 0705 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、賃上げの原資を確保するための生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種助成金を受給し、賃上げを実現できるように、支援のより一層の強化を求めるとともに、業務改善助成金等については、小規模事業場等が利用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援を拡充し、周知徹底による活用促進に取り組むこと。
- 2 加えて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業への優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化、赤字法人の賃上げ促進にもつながる更

- なる施策の追加及び周知徹底による活用促進に取り組むこと。
- 3 さらに、価格転嫁については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組をより一層、推進すること。

記

宮城県最低賃金について次のとおり改正すること。

- 1 適用する地域
宮城県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間923円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

以上です。

熊谷会長

ありがとうございました。

報告書が取りまとめられました経過等につきまして、部会長で
ありました私から説明申し上げます。

7月31日から8月7日までの間、4回の専門部会を開催し、
審議したところです。

第1回より本年度の最低賃金の引上げ額についての審議を開始
いたし、公益委員は、第4回の専門部会まで双方との個別審議を

繰り返しましたが、金額の開きがあり、これ以上の進展は難しいものと考え、最終的に公益委員見解、プラス 40 円をお示したところです。

公益委員の見解としては、

1. 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識の下、①春季妥結状況の引上げ状況、②労働者の生計費、③通常の事業の賃金支払能力、これが飛躍的に賃金引上げすることは難しい、これらの3要素に加えて、消費者物価の上昇等を総合的に勘案する必要があるということでございます。特に本年6月の宮城の消費者物価指数が4.5%と高い状況であったことを考慮すべきであることを考えました。
2. また、県最賃の全国的なバランス、地域間格差の解消、最賃引上げによる購買力の維持継続、特に最低賃金の引上げに最も影響を受ける非正規雇用労働者等の処遇改善を重視することが必要であること。
3. さらに、価格転嫁の状況や人手不足、賃上げ原資の確保が難しく、中小零細の環境整備が整っていない現状であること。

これらを総合的に勘案したものです。

同日、全体審議において、この公益委員見解のとおりで、労使合意となり、同見解に基づき、専門部会報告を取りまとめました。

なお、発効日は令和5年10月1日の法定発効としました。

また、労使委員から

- 1 中小企業や小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備する必要があり、生産性向上の支援について、利用しやすいように支援の強化と拡充、周知による活用促進を行うこと
- 2 賃上げ税制や補助金等を通じた生産性向上等への支援を強化すること

3 労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁による取引適正化に向けた取組を推進すること

などの政府に対する要望があり、附帯決議としてその旨を付した報告書としております。

専門部会での審議経過は以上のとおりです。

報告書の内容やこれらの経過について、何か御質問、御意見はございませんか。

各委員 (質問等なし)

熊谷会長 それでは、

議題(2)「宮城地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申し出について」です。答申から効力発効までの流れと今回の答申に対する異議の申出状況について、事務局から説明願います。

賃金室長 最低賃金法第11条第1項では、都道府県労働局長は最低賃金審議会からの答申について、その要旨を公示しなければならない旨が規定されていますので、8月7日に公示しております。

また、同条第2項には、

「最低賃金審議会の意見に係る関係労使は公示があった日から15日以内に、都道府県労働局長に異議を申し出ることができる。」と規定されていますので、関係労使からの異議の申出の締切日を昨日の8月22日(火)としました。

この期間中に異議があった場合、同条第3項では、

「都道府県労働局長は、最低賃金審議会の意見を求めなければならない。」

と規定されており、8月18日付けで宮城全労協 議長 大内忠雄様から、また、8月21日付けで宮城県労連 議長 高橋正行様から宮城労働局長あてに異議申出書が提出されましたので、その取扱いを決める本審を本日開催させていただいたところです。

以上でございます。

熊谷会長 それでは、諮問を受けることとします。

労働局長 異議申出について、諮問いたします。

よろしくお願いいたします。

(局長から会長へ諮問文を手交。)

(諮問文(写)を各委員・傍聴人・局長等事務局に配付。)

熊谷会長 ただいま、局長から諮問を受けました。
事務局で諮問文を読み上げた後、異議申出内容について説明を
お願いします。

指 導 官 それでは諮問文を読み上げます。

宮労発基 0823 第 1 号
令和 5 年 8 月 23 日

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊 谷 真 宏 殿

宮 城 労 働 局 長
竹 内 聡

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(諮問)

標記について、宮城全労協から令和5年8月17日付けをも
って、宮城県労働組合総連合から令和5年8月21日付けをも
って、最低賃金法第12条による異議の申出がそれぞれありま
したので、貴審議会の意見を求めます。

以上です。

賃金室長 それでは、異議の内容について御説明したいと思います。

資料番号3が、8月22日までに提出された異議申出書の写し
となります。

提出いただいた申出書から、要点のみ説明いたします。

資料3-1の宮城全労協様の異議申出書から説明します。

宮城地方最低賃金審議会が8月7日に答申した「1時間923円」とする改定額に反対し、異議を申し述べるものです。

「全国一律で時間1500円」の実現を求めますとのサブタイトルがついており、次の4点を異議の内容として申し出るものです。

(1) が「1時間923円」では物価高に追い付かず、生活改善も望めない

「最賃近傍労働者」が物価上昇を乗り切り、生活水準の引上げに踏み出すことはできない。また、目安ランクに1円ずつの差がつき、地域間格差が続くため。

(2) が3ランクの新目安でも広がった賃金格差

中賃がランクごとに目安に差をつけ、1000円超は8都府県、39道県は1000円未満、しかも17県は800円台にとどまることは、3ランク目安の差別的な構造である。地方審議会での上乘せの動きが続いており、それは地方の切実な声に支えられたものであり、この点でも宮城の答申には賛成できない。

(3) が東北各県賃金の格差／問われる宮城の最賃審議

宮城は首都圏と比べ最賃が低過ぎ、東北他県にとっては相対的に高く、この問題の解消には現行方式を改め「全国一律最賃」を導入すべきである。

(4) が中小零細企業への最賃引上げ支援策の検証を政府に求めること

政府支援策は実効性がないなどの指摘が現場で上がっており、検証を地方から強く求めることが必要である。

としています。

次に、宮城県労働組合総連合様の異議申出書を説明します。

県民、労働者の暮らしぶりを見れば時間額40円引上げでは、単年度で見ても労働者の生活が改善できず、本来あるべき水準に遠く、都市部との格差も解消されないとして、次の4点の異議申し出を行っています。

1. 答申された時間額923円のみで、最低賃金を決定することについては不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制度などを展望し、最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・賃金引上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

としています。

これらの理由としては、

- ① 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分であり、働いてもワーキング・プアの状態を解消できないことから、現行からいくら引き上げるかという検討とともに憲法第25条（生存権）が保障される賃金水準を議論し、明らかにする必要があること。
- ② 宮城は40円引き上げる決定をしたが、東京都とは190円の格差があり、賃金格差をさらに縮めることが求められること。
- ③ 必要な生計費は地域による大きな格差はなく、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、更なる引き上げが求められること。
- ④ 地域経済の衰退を食い止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしであること。
などを挙げています。

以上、労働局長諮問による、異議申出2件について御説明いたしました。御審議、よろしくお願いいたします。

熊谷会長

それでは、令和5年8月7日付け宮城地方最低賃金審議会公示「宮城労働局一般公示第4号」に基づき、宮城県最低賃金の改正決定に係る異議申出について、審議したいと思います。

事務局から説明がありました異議の理由等を踏まえ、異議申出

の取扱いについて、御発言をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、一旦、労・使とも控室で御検討をお願いします。控室について、事務局から説明をお願いします。準備出来次第、この会議室にお戻りください。

賃金室長 説明します。労働者代表委員は8階の労働基準部長室へ、伊藤指導官が御案内します。使用者代表委員は8階の賃金相談室へ、渡辺補佐が御案内します。よろしくお願いします。

(労・使側委員が一旦控室に移動し、検討後に再開)

熊谷会長 それでは、審議を再開します。始めに労働者側委員から御見解を述べていただきたいと思います。

阿部(祥大)委員

阿部のほうから述べさせていただきます。先ほど事務局から御説明いただきましたが、宮城全労協さん、宮城県労働組合総連合さんから異議申出をいただきました。趣旨については労働側としましても理解はいたしますが、令和5年度の宮城地方最低賃金審議会におきましては、計4回に渡って専門部会を開催し、目安の方針、宮城県の情勢等を踏まえて、十分な審議を尽くした上で、全会一致という形で40円の引き上げという結果となりましたので、これまでの本審、専門部会の審議結果を十分に尊重し、今回いただいた二つの異議申出については、棄却すべきというふうに考えてございます。労働者側からは以上でございます。

熊谷会長 次に、使用者側委員から御見解をお願いいたします。

成田委員 使用者側委員の成田でございます。使用者側委員の見解を述べさせていただきます。労働者側の意見とだいたい同じような話になりますけれども、先ほど異議申出について説明がありましたが、その点については、いずれも審議会で議論をさせていただいております。今回、本審及び4回に渡る専門部会が開かれましてけれども、その結論につきましては、労働者側、使用者側とも様々な主張をいたしまして、公労使で議論を重ねた上でのものでありまして、審議会の決定は尊重すべきであると、いうふうに考えてお

ります。

このため、「答申どおり」とするのが適当であると考えます。
以上でございます。

熊谷会長

ただいま、労使双方の委員から御意見をいただきました。
次に公益側委員からの意見を私から述べることにします。

本年8月7日に出された答申は、専門部会において4回に渡って審議が行われました。

専門部会では、公益委員として全会一致を目指し、全体審議や労・使双方との個別協議を繰り返し、全会一致で40円の引上げ、時間額923円として答申が行われたところです。

申出の趣旨は承知しましたが、こうした慎重かつ適正な審議経過からして、この答申を変更する必要はないものと考えます。

さて、それぞれからの意見を述べたところですが、そのほか御意見のある方はございませんか。

各委員

(意見等なし)

熊谷会長

皆様の御意見をまとめますと、先の答申は慎重に審議を重ねた上での結論であり、「本審議会の答申どおり」とすべきとの御意見と思われます。つきましては、本件2件の異議申出は「棄却」としてよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

熊谷会長

それでは、異議申出については、全会一致ですべて棄却されました。

従いまして、8月7日付け答申を尊重した改正が行われることとなります。

「令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。」旨の答申を行うこととしたいと思います。

答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作業をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

熊谷会長 ここで、答申文（案）の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に、事務局で準備願います。

（一時休会）

熊谷会長 それでは再開します。
事務局で、答申文（案）を各委員にお配りし読み上げてくださ
い。

（答申文（案）を各委員・傍聴人・局長等事務局に配付。）

指 導 官 それでは読み上げます。

令和5年8月23日

宮 城 労 働 局 長
竹 内 聡 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊 谷 真 宏

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
（答申）

令和5年8月23日付けで貴職から、令和5年8月7日付け宮城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する宮城全労協及び宮城県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。

以上です。

熊谷会長 答申文は、これでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、これにて局長に答申いたします。

(会長から局長へ答申文を手交。)

局長 熊谷会長をはじめ、各委員の皆様には、慎重なる御審議をいただきまして、感謝申し上げます。

また、専門部会委員の皆様には、猛暑が続くなかで、集中して御審議を重ねていただきましたこと、さらに公益、労働者側、使用者側、それぞれ各委員の皆様、それぞれのお立場から様々な御主張ある中で、宮城県最低賃金の改正に向けて、真摯かつ大変熱心な御審議をいただいたことに、心より感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

今年は、昭和53年度に目安制度が始まって以降最高額の40円引上げとの目安額が示され、専門部会で御審議いただき、去る8月7日、全会一致で決定され、同日答申を受けたところです。

また、本日においては、「宮城県最低賃金の改正決定に係る異議申出について」御審議をいただきました。「令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。」との答申を今受けたところです。

事務局といたしましては、早速、10月1日発効に向けた事務手続きをしっかりと進めてまいります。

最低賃金改正の周知と、その履行確保につきましては、最低賃金制度が実効あるものとなるよう、宮城労働局として、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

また、最低賃金の引上げにより影響を受けやすい中小企業・小規模事業者の皆様に対する支援につきましては、業務改善助成金の活用促進・周知啓発に努める等、支援を一層促進してまいります。

今後とも、委員の皆様方には、労働行政への御理解と御協力をお願い申し上げ、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

熊谷会長 それでは、

議題（3）「宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。

去る7月31日の第2回本審において、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を受け、その審議については、従来どおり本審において一括審議すると、決定していたところです。

始めに、事務局から資料等について説明願います。

賃金室長

それでは、説明いたします。

資料4が関係する資料となります。

この資料は、例年のスタイルのものを更新したものです。

ローマ数字Ⅰを御覧ください。

「最低賃金関係」の資料になります。

P1は、宮城県の最低賃金決定状況について、平成25年から令和4年までの10年間分の経過をグラフで示したものです。宮城県最賃と宮城県の特定最賃が折れ線グラフで示され、県最賃の引上げにならって特定最賃も上昇していることがわかります。

P2は、3つの特定最賃の引上額と県最賃の引上額の比較になります。

P3は、東北6県の中で、鉄鋼業最低賃金を設定している、宮城県、青森県、岩手県の3県の鉄鋼業最低賃金決定状況について示しています。

P4は、引上額の各県の比較になります。

P5は、東北6県の電機等製造業の最低賃金の決定状況になります。

宮城県は、黒い丸の折れ線であり、東北で一番高い金額となっています。

P6は、引上額の各県の比較になります。

P7とP8は、東北5県の自動車小売業最低賃金決定状況となります。

同様にP7の折れ線が決定状況、P8の棒グラフが引上額の各県比較となっています。

P9～11は、3つの特定最賃に係る業種の適用事業場数と労働者数の推移を示しものです。

前回の本審の時に特定最賃に係る業種の適用事業場数と労働者

数の報告をしていましたが、それをグラフにしたものとなります。
数値は十の位で四捨五入してございます。

続いて、ローマ数字Ⅱの「賃金関係」に移ります。

P 1 2は、鉄鋼業の「労働協約における賃金の最低額の推移」になります。

P 1 3からP 1 8は、鉄鋼業と電気の賃金構造基本統計調査に基づき特定最賃産業に係る所定内給与額の推移を載せています。

賃金構造基本統計調査の最新版は令和4年となります。

なお、電気は宮城県を集計したデータになりますが、鉄鋼業は宮城県を集計したデータがないため全国を集計したデータとなります。

また、鉄鋼業は日本産業分類のE 2 2の鉄鋼業となり、宮城県の鉄鋼業最低賃金で除外されている「その他の鉄鋼業」も含んだものとなります。

P 1 3は、鉄鋼業の所定内給与額の男女別の推移になります。

P 1 4は、鉄鋼業の若年の19歳までを抜粋した所定内給与額の推移になります。

サンプル数が少なく、調査結果にばらつきが出ています。

次にP 1 5からP 1 8は、宮城の電気のデータになります。

宮城の電気の特定最賃の業種は、

電子部品・デバイス・電子回路製造業、

電気機械器具製造業、

情報通信機械製造業

の三つの業種で構成されており、この表はそれらの業種の調査結果から加重平均を算出したものとなります。

P 1 5は、規模別の全年齢のデータ、

P 1 6は、宮城の若年20～24歳のデータになります。

年齢別になるとサンプル数が少なく、調査結果にばらつきが出ています。

P 1 7とP 1 8は、電気機械器具製造業の全国の状況になります。

P 1 9、P 2 0は、自動車小売業のデータとグラフになります。

自動車小売業は、当該業種の賃金構造基本統計調査のデータがないため、職種のデータである自動車外交販売員（男女計）のデータを載せています。

P 2 0は、宮城、福島、山形、と全国の自動車外交販売員（男

女計)の所定内給与額の推移のグラフになります。

調査サンプル数が少ないためか、年によりばらつきがあります。

続いてローマ数字Ⅲの「賃金実態調査結果」に移ります。

この調査はサンプル調査で事業所を一定の割合で抽出し、提出のあったデータを復元するというデータ処理をしています。

P21を御覧ください。

調査対象業種は、調査対象産業表の左枠内の総計の次の大計02から分かれた中計の、中計08が「鉄鋼業」、中計09が「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、中計10が、「自動車小売業」になります。

調査時期は、6月1日現在、調査の事業所規模は鉄鋼と電気が99人以下、自動車小売業が29人以下となります。

それでは、最初にP22、23の鉄鋼業を説明します。

調査対象事業場が少ないため、調査対象である規模99人以下の全ての事業所(9事業所)に調査を依頼し、1事業場を除き、回答をいただいて集計しています。

調査結果は、P22のとおりです。対象労働者数は194名、中位数ほか各数値は、表のとおりです。

推移は、P23のとおりです。

本年の調査では未満率は0.5%です。

また第1・20分位数、第1・10分位数の賃金額が特定最賃額と近接しておらず、特定最賃近傍の労働者の割合が少ないことが分かります。

また、時間当たり平均額、中位数、第一・十分位数は、いずれも昨年に比べその金額が上昇しています。第一・四分位数は横ばい、第一・二十分位数は下がっています。

次のP24は、電子部品等(・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具)製造業の賃金実態調査結果報告です。

調査対象労働者数をみると、3,740人と昨年の3,522人と比べわずかながら増えております。

調査結果ですが、本年は未満率が5.5%と昨年の3.1%に比べ少し高い値となっております。P25は、賃金額の推移のグラフです。

本年は、中位数を除き、いずれも昨年に比べその金額が上昇していることが分かります。

第1・20分位数の賃金額が特定最賃額を下回りの913円となっております。

また、第1・10分位数の賃金額が920円と特定最賃額と近接しており、特定最低賃金額近傍の労働者の割合が多いことが分かります。

P26は、自動車小売業の賃金実態調査結果です。

対象労働者数は、5,845人となり、昨年と比べ約1,000人減少しております。

未満率を見ますと、2.8%で昨年の3.2%と比べ0.4ポイント減少しております。

特に女性やパート労働者の未満率が高くなっていることが認められます。

P27は、賃金額の推移のグラフです。

いずれも昨年より上昇しております。

また、第1・20分位数の賃金額が967円となっており、昨年に比べ特定最賃の額より高い額となっていることが分かります。最低賃金近傍の労働者の割合は減少しているかと思われま

続いてローマ数字Ⅳの「事業の動向関係」に移ります。

P30～31は、宮城県の製造品出荷額と付加価値額等の推移です。本年度はデータの更新がなく、令和2年が最新のデータとなります。

P30に鉄鋼業、P31に電気等製造業を載せております。

P32～34は、宮城県の自動車新規登録台数の推移です。P32は軽自動車を除いたもの、P33は軽自動車のみ、P34はそれらの合計です。

32ページを御覧ください。

軽自動車を除く自動車の新車登録台数は、新型コロナウイルスが発生した令和2年以降5%を超える減少が続いておりましたが、本年1～6月ではプラス18.3%となっております。

中古車のほうも、新車ほどの増加はありませんが、マイナス1.4%と令和2～4年に比べマイナス幅が縮小してきております。

33ページを御覧ください。

軽自動車のデータになります。

軽自動車のみの新規登録台数も、新車、中古車とも、同様の増加傾向となっております。

日銀が7月31日に公表した、「経済・物価情勢の展望 2023年7月」では、「新車販売台数は車載向け半導体の供給制約緩和が徐々に明確化しているもとで、大幅に増加している」とされています。

続いてローマ数字Vの「労働関係」に移ります。

こちらは、宮城県の労働関係主要指標です。

P35~37は、鉱工業生産指数の推移となります。

鉱工業生産指数及び業種別である「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」の全国と宮城の鉱工業生産指数の推移を載せています。

各月の指数は「季節調整済指数」となっております。

P37の下のグラフは、消費者物価指数の推移となります。

全国と仙台市の消費者物価指数の推移です。令和2年を100として指数を表しております。

仙台市は、令和4年から全国平均を上回り、本年2月に一旦下がりましたが、全体として右肩上がりで上昇しています。今年に入ってから、物価の上昇の割合が高くなっている状況です。

P38は、求人倍率の推移となります。上が有効求人倍率、下が新規求人倍率です。

いずれも令和3年、4年と、緩やかな上昇傾向となっております。

しかしながら、コロナ前である令和元年度以前の水準までは、戻っていない状況となっております。

P39は、宮城県内の有効求人数と新規求人数の対前年同期比です。

有効求人数、新規求人数とも、昨年4月以降、対前年同月比プラス傾向で推移しています。

P40からは、宮城労働局がプレス発表している「一般職業紹介状況」の令和5年6月分です。

続いてローマ数字のVIですが、

みやぎ経済月報 2022年7月号 になります。宮城県統計課発行のものです。

審議の参考としていただければと存じます。

説明は以上となります。

熊谷会長 　　ただいまの説明に関しまして、質問等ございますか。

各 委 員 　　（質疑等なし。）

熊谷会長 　　それでは、それぞれの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議に入ります。

　　労使からそれぞれ御意見をいただきたいと思います。最初に労働者側から御意見をお願いします。

阿部（祥大）委員

　　私、阿部のほうから発言をさせていただきます。今ほど事務局から御説明いただきました。ありがとうございました。特定最賃につきましては、地域別最低賃金のように目安があるわけではございませんが、今年度の地域別最低賃金の上昇を踏まえれば、特定最低賃金の優位性確保の観点からも改定は必要であると考えてございます。本日事務局に説明いただいた資料、あくまで業界でその産業の状況については、使用者側の方々、労働者側の方々のほうが、いろいろな専門的な知識を有していると思いますので、この審議会の場におきましては、是非とも特定最低賃金の審議を行っていくような形で、「必要性あり」ということでまとめていただければと思います。どうぞよろしくお願いします。労働者側からは以上です。

熊谷会長 　　次に、使用者側の御意見をお願いします。

成田委員 　　使用者側委員の成田でございます。私のほうから意見を述べさせていただきます。今回関係労働者から、法に基づきまして、三業種の特定最低賃金についての改正申出がありました。事務局から先ほど説明があったとおり、情勢変化もあるわけでございますし、これまで労使がお互い培ってきた歴史を踏まえれば、議論を拒むものではございません。

　　使用者側といたしましても三つの業種の特定最賃について「改正決定の必要あり」ということで同意をしたいと思います。

　　以上です。

熊谷会長 労使それぞれから、御意見を伺いました。
資料説明にもありましたとおり、昨年から現在に至るまで、特定最賃が適用される、それぞれの産業を取り巻く経済情勢、雇用情勢、賃金動向等が変化しています。
また、本年度も地域別最低賃金を改正していますので、「それぞれの特定最低賃金について改正決定することを必要と認める」との答申を、まとめてよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 それでは、「鉄鋼業最低賃金」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「自動車小売業最低賃金」の改正の必要性について、全会一致で「改正決定することを必要と認める」旨の答申を行うこととしたいと思います。
答申文については、私に御一任いただくこととして、事務局に作業をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

熊谷会長 ここで、答申文(案)の準備のため、5分程度休会とさせていただきます。その間に事務局で準備願います。

(一時休会)

熊谷会長 それでは再開します。
事務局で、宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての答申文(案)を各委員にお配りし読み上げてください。

(答申文(案)を各委員・傍聴人・局長等事務局に配付。)

指導官 それでは読み上げます。3枚ございます。

令和5年8月23日

宮城労働局長
竹内 聡 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(答申)

当審議会は、令和5年7月31日付け宮労発基 0731 第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和5年8月23日

宮城労働局長
竹内 聡 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和5年7月31日付け宮労発基 0731 第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

令和5年8月23日

宮城労働局長
竹内 聡 殿

宮城地方最低賃金審議会
会 長 熊谷 真宏

宮城県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年7月31日付け宮労発基0731第3号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった宮城県自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、宮城県自動車小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

熊谷会長 ただいまの内容でよろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、局長に答申いたします。

（会長から局長へ答申文を手交。）

熊谷会長 「必要性あり」の答申でしたので、次は、特定最低賃金改正の諮問をお受けすることとします。

労働局長 それでは、諮問をいたします。

（局長から会長へ諮問文を手交。）

熊谷会長 事務局で、諮問文（写）を各委員にお配りし読み上げてくださ

い。

(諮問文(写)を各委員・傍聴人・局長等事務局に配付。)

指導官 それでは読み上げます。

宮労発基 0823 第2号
令和5年8月23日

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏 殿

宮城労働局長
竹内 聡

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

宮城県鉄鋼業最低賃金
(平成20年宮城労働局最低賃金公示第4号)

宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金
(平成20年宮城労働局最低賃金公示第2号)

宮城県自動車小売業最低賃金
(平成20年宮城労働局最低賃金公示第3号)

以上です。

熊谷会長 ただいまの諮問について、事務局から説明をお願いします。

基準部長 三つの業種の特定最低賃金につきまして、いずれも改正の必要

性ありとの答申をいただき、ただいま、改正の諮問をさせていただきました。

今後は、既に配付しております資料や今後配付予定の最低賃金実態調査結果などを参考にいただき、各産業の経営環境の変化、雇用情勢や賃金水準などの動向を踏まえ、調査審議をお願いすることとなります。

なお、具体的な調査審議につきましては、それぞれの専門部会を設置して御審議いただくこととなります。

事務局といたしましても、審議が円滑に進みますよう鋭意努力をしておりますので、よろしくお願いいたします。

熊谷会長 ただいま、三つの特定最低賃金の改正について、諮問を受けました。

調査審議は、これから設置されます各専門部会において行われることとなりますが、ここで、最低賃金審議会令第6条第5項の適用等について、お諮りしたいと思います。

事務局から、説明をお願いします。

賃金室長 御説明します。

最低賃金審議会令第6条第5項では、

「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されています。

宮城県最低賃金の改正審議においても、この規定の適用について、御承認をいただいたところです。

公労使全会一致で決議された場合に限ることとなりますが、これから始まる、三つの特定最低賃金専門部会の改正審議につきましても、それぞれの専門部会において全会一致で決議された場合、この条文を適用させていただきたいと考えています。御審議をよろしくお願いいたします。

また、設置されました専門部会は、最低賃金審議会令第6条第7項により、専門部会の設置を決議する審議会において、あらかじめ、専門部会がその任務を終了したとき、具体的には、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了したときは、当該専門部会を廃止する旨の決議を行うことができるとされており、本日の審議会において、その旨の決議をお願いしたいと考えております。

熊谷会長 ただいまの説明のとおり、これから審議されます三つの特定最低賃金について、各専門部会で全会一致の議決がされた場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するという取扱いでよろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

熊谷会長 次に、専門部会については、最低賃金審議会令第6条第7項を適用し、あらかじめその任務が終了した際には廃止するということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

熊谷会長 それでは、三つの特定最低賃金について、本年度も専門部会において全会一致で決議された場合には、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることにします。

また、専門部会は、その任務が終了した際には、廃止することによってさせていただきたいと思います。

次に、議題（4）「その他」ですが、事務局からお願いします。

賃金室長 2点、御説明申しあげます

1点目について

8月7日に宮城県最低賃金の答申を受け、本日、答申に係る異議の申出について御審議をいただき、申出のあった異議は棄却するとの答申を賜りました。

事務局としましては、今後、10月1日の法定発効に向け官報公示の手続きを行います。

2点目について御説明申し上げます。

特定最賃の専門部会につきましては、本日、各専門部会委員の推薦公示を行い、9月6日（水）までを推薦期限にさせていただきたいと思います。約2週間という短期間ですが、よろしく願いいたします。

また、最低賃金法第25条第5項に基づく関係労働者及び関係使用者の意見聴取についてですが、これにつきましても本日公示を行うこととし、意見提出の締切りは、同じく9月6日（水）と

させていただきたいと思います。

特定最賃の発効日につきましては、例年 12 月 15 日の統一発効を目標に審議を進めております。本年度につきましても、12 月 15 日の発効を目標に審議を進めたいと思います。

12 月 15 日に発効するためには、10 月 16 日（月）までに答申をいただく必要がございます。委員の皆様から特段の御意見がなければ、三つの特定最賃とも 9 月下旬から 10 月 16 日（月）までの期間で審議日程を確保したいと考えています。また、審議状況によりますが、16 日以降についても対応できるようにしてまいります。

このため、審議日程は専門部会の委員の任命が完了次第、日程調整をさせていただきます。なお、例年は、各部会 2～3 回の審議で終了しております。

熊谷会長

ただいま、事務局から 2 点の提案がございました。

1 点目は、宮城県最低賃金に係る官報の公示文については、10 月 1 日に向け発効の手続きをとること。

2 点目は、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び関係労働者及び関係使用者の意見提出の締切りをいずれも 9 月 6 日（水）までとするこの提案がありました。よろしいでしょうか。

各委員

（異議なし）

熊谷会長

それでは、宮城県最低賃金に係る官報の公示文については、10 月 1 日の法定発効とすること。

また、各特定最賃専門部会委員の推薦期限及び意見提出締切日は、いずれも 9 月 6 日（水）とします。

事務局から提案のありました 12 月 15 日（金）の統一発効に向け、10 月 16 日（月）までに取りまとめることを前提として審議を進めるということでよろしいでしょうか。

各委員

（異議なし）

熊谷会長

よろしいということですので、12 月 15 日（金）の発効を前提に 10 月 16 日（月）までに取りまとめるの審議をお願いいたします。

特定最賃の委員任命手続きは、これからはじまり、審議日程は

確定していませんが、特定最賃専門部会の委員予定者の日程をそれぞれの部会ごとに開催時間を調整して審議を実施することとします。委員に推薦される予定者の方は、今後の日程調整に御協力をお願いします。

そのほか委員の皆様方から、何かございますか。

各 委 員 (意見・質疑なし)

熊谷会長 それでは、本日の審議会はこれで終了します。
お疲れ様でした。

補 佐 以上を持ちまして、第 3 回宮城地方最低賃金審議会の一切を終了いたしました。

報道関係者及び傍聴者の皆様は、御退席願います。

本日連絡事項もありませんので、委員の皆様もお疲れさまでした。

閉 会